

令和 7 年第 3 回議会定例会招集挨拶要旨

令和 7 年 9 月 2 日

令和 7 年第 3 回白馬村議会定例会を招集しましたところ、議員全員の御参集を賜り、賜り厚く御礼申し上げます。

この夏は、全国的に梅雨の時期から降雨が少なく、連日大変な猛暑となり、6 月から 8 月までの全国平均気温は気象庁の統計開始以降最も高くなりました。本村では、晴天の日が多かったことが観光面においては来訪者の増加に繋がったと見られる一方で、7 月までの降雨量が少なかったことで農業への影響が大変懸念されました。しかしながら、8 月に入り、まとまった降雨が数日あったこともあり、今年も無事に米の収穫期を迎えることができ一安心しているところであります。例年に比べ、まだ日中は暑い日が続いておりますので、農家の皆様におかれましては、収穫作業の際には熱中症等に十分御留意いただきますようお願い申し上げます。

さて、平成 27 年に制定しました「美しい村と快適な生活環境を守る条例ー通称：マナー条例」は、制定から 10 年が経ち、啓発ポスターの掲示やチラシの配布とともに、本条例を根拠とした警察によるパトロールや指導により、一定の効果はあったものの、交流人口の増加や国内外からの観光客の来訪が進むにつれて、条例に規定のない迷惑行為の発生や、抑止力アップのための罰則規定の追加を望む声など、条例見直しの要望が度々ございました。

これにつきまして、第 1 回定例会の閉会の折に、「現条例で規定している禁止行為等について、もう一步踏み込んだ見直しを図り強化していきたい」と申し上げましたとおり、現在、条例改正の作業に取り組んでいます。

改正にあたっては、現行条例を、迷惑行為を防止するための「マナー条例」、生活環境を守るための「快適な環境づくり条例」、空家等対策特別措置法に基づく「空家適正管理条例」の 3 つに分けて整理し、マナー条例には、顕在化する新たな迷惑行為を追加します。また、新たに罰則条項を規定することから、各条文には客観的な基準を設ける必要があります。

「マナー条例」と「快適な環境づくり条例」の素案は、それぞれ 1 か月間のパブリックコメント手続を終え、村民の皆様から多数の御意見を頂戴しましたので、現在、専門家の助言も踏まえて、それらの意見に対応するための調整を図っているところであります。なお、条例案につきましては、今後、地方検察庁との事前協議が整い次第、議会に提出させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、各課の事業執行状況について御報告させていただきます。

最初に総務課関係ですが、第 6 次総合計画策定に向けて、計画審議会や村民ワークショップ等を開催し、基本構想策定に向けて幅広く村民の皆様の御意見を伺っております。変化の激しい時代で、10 年後を見据えるのは難しい面がありますが、将来像や

白馬村として大切にしたい考え方を描き、自治基本条例も含め、村全体の共通認識としていきたいと考えます。

第2世代交付金を活用した各種事業につきまして、デジタル地域通貨「アルプスPay」は11月の運用開始を目指し、今月から事業者向けの説明会と加盟店募集を開始します。御利用いただく村民の皆様への説明も丁寧に実施してまいりますので、多くの皆様の御協力をお願いします。

また、関係人口の施策として、先日、白馬ファンコミュニティの立ち上げサポーターを募集したところ、村内外から想定を上回る70名余りの方から御応募いただきました。年代も幅広く、様々な経験やスキルをお持ちの方も多数いらっしゃいますので、地域課題の解決につながるような活動を展開してまいります。

環境関連の取組では、環境省の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時に実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」について、8月22日に補助金の交付決定を受けたことから、対象施設であります保健福祉ふれあいセンターと白馬中学校で、太陽光発電設備設置工事が始まりました。この事業により、行政が取り組む公共施設脱炭素化の推進と、災害時の防災拠点施設へのエネルギー供給を実現してまいります。施設を利用される皆様には、工事期間中御迷惑をおかけしますが、ゼロカーボン実現のために御理解をお願いします。

次に観光課関係ですが、この夏の観光客入込状況について、6月の山岳と平地観光の利用者数は、合わせて前年比111%、7月は132%と、いずれも前年を上回る利用者数となりました。

これは、特に山岳観光において、梅雨入り当初からの猛暑と少雨傾向により天候に恵まれたことや、昨年は通行できなかった大雪渓ルートが今年は通行できたこと、そして、五竜、八方、岩岳のいずれのエリアにおいても、アジア系インバウンドが増加傾向にあったことなどが要因と見ています。

DMOが戦略的に進める「繁忙期の平準化」を図るための、グリーンシーズンへの誘客プロモーション効果が、ある程度浸透してきているものかどうか、今後の動向を見守りつつ、通年型山岳リゾートの実現に期待しています。

8月の入込客数は集計中ですが、山の日を含む三連休とお盆休みが重なった連休中に、日本列島に停滞した前線の影響により、全国的に大雨となり、特に九州、北陸地方では、これまでに経験したことのない豪雨に見舞われ、甚大な災害が発生しました。この影響が本村の入込客数にも少なからず影響を及ぼしているものと思います。

今回の豪雨災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く日常生活を取り戻せることをお祈り申し上げます。

次に、観光課事業関係ですが、令和8年度から向こう10年間の「観光地づくり戦略」の指針となる「観光地経営ビジョン」の策定に向け、6月から観光地経営会議での議論を開始しました。

この新たなビジョンは、これからの観光地づくり戦略の指針となることに加え、宿

泊税の使途条例を踏まえた法定計画としての位置付けも担うこととなる重要な計画であるため、観光地経営会議においては、関係委員の皆様の活発で建設的な議論を期待しています。

また、「新八方池山荘の整備運営に係る事業化連携業務」において、P F I 法に基づく本事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたっての実施方針、要求水準書の素案等を策定、公表するとともに、本事業に関心のある民間事業者との個別対話まで完了したところです。

今後は、個別対話結果を踏まえた実施方針修正版の公表や、入札説明書等の策定など、年度内に予定する業務を進めてまいります。

健康福祉課関係ですが、村では、危険な暑さから身を守るため、熱中症特別警戒アラート発表中の緊急避難先として、白馬村図書館のほかに、地域の事業所からも御協力をいただき、デリシア白馬店、ハピア A コープ白馬店、ザ・ビッグ白馬店の 4 つの施設をクーリングシェルターとして指定いたしました。

幸いこの夏、長野県内では熱中症特別警戒アラートの発表はございませんでしたが、気温が年々上昇しており、本村でも熱中症で救急搬送された方も少なくありませんでした。そのような中、外出時の暑くて大変な時、ひと涼みできるクーリングスポットとして開放し、御利用いただきました。

次に長寿高齢者の状況ですが、今年度 100 歳を迎えられた方は 7 名おり、長寿のお祝いと多年にわたり社会の発展に寄与していただいておりますことに感謝し、祝金等を贈呈します。9 月 1 日現在 100 歳以上の高齢者は 9 名で、最高齢者は 103 歳であります。これからも、ますますお元気にお過ごしいただきたいと存じます。

農政課関係ですが、国では、今後、米を増産する方針としましたが、米農家の激減や農業機械の高騰といった全国的な課題に加え、本村では、大規模農業法人等への集積が限界に近づいていることや、圃場の老朽化など、解決すべき課題は数多くあります。まずは、地域計画懇談会等において関係者で課題を共有するとともに、今後の国の政策と予算動向に注視してまいります。

ナラ枯れについて、本村では、平成 21 年頃に発生し、27 年頃に一旦終息しましたが、その後、令和 2 年頃から岩岳地区を中心に再発生し、どんぐり、和田野、八方、みそら野、神城地区の一部で確認されており、現在もなお、終息に至っておりません。以前は、一定のエリアで概ね 5 年程度で終息しておりましたが、最近の猛暑の影響か、状況が変わってきていると思われます。

今年の春は残雪が多く、4 月から 6 月頃は気温もそれほど上昇せず、昨年と比較して、ナラ枯れは目立たなくなり、一旦終息を迎えたように思われましたが、7 月に入り全国的に猛暑となり、本村でも暑い日が続きました。そのせいか 7 月の最終週から、岩岳、八方、どんぐりの山林や宅地周辺に、新たなナラ枯れが目立つようになりました。こうした状況を踏まえ、先月 28 日に県や林業事業体等の関係者を交えて現地確認と対策会議を行い、今後に向けて次の対応を確認しました。

1. 樹の中にカシノナガキクイムシが生息しており、温暖化により活動が活発になること。

2. 行政が中心となってナラ枯れ処理をしてきましたが、公費投入には限界があること。
 3. 所有者の管理を促すため、「支障木伐採・森林病虫害防除補助金事業」を創設したこと。
 4. 村は公有地を中心に処理しますが、民有地は住民や観光客等への影響を考慮し、ライフライン沿いを中心に処理すること。
 5. 被害が全村に広がりつつあり、今後、伐倒くん蒸処理は効果が期待できないことから、玉切り処理に移行すること。
 6. 被害木を薪として利用する場合は、年内に割り、村内で消費すること。
 7. 被害木の利活用を進めること。
 8. 所有者管理の啓蒙を図ること。
- 以上 8 点が、主な内容であります。

住民課関係ですが、後期高齢者医療保険は、保険証に代わる資格者証をマイナ保険証御利用中の方も含め、すべての対象者への交付を完了しました。これは、マイナ保険証の普及状況を踏まえ、後期高齢者医療保険の対象者に限って行われた措置であり、マイナ保険証の利用者には交付しないこととされた国民健康保険とは取扱いが異なっております。

次に、戸籍法の改正への対応でございます。改正戸籍法の施行に伴い、今後戸籍には氏名のフリガナが記載されることとなりました。それに先立ち、既に村民の皆様へ、御自身の氏名に関するフリガナが通知されております。これにより、行政事務の効率化につながるとともに、氏名の読み方を明確にすることが可能になりますので、引き続き丁寧な周知と案内に努めてまいります。

環境衛生の関係では、本年 4 月から始まったプラスチック製品資源化におきまして、白馬村は、回収されたプラスチック資源のうち、およそ 8%を製品プラスチックが占める結果となりました。これは近隣自治体と比較しても高い成果であり、村民の皆様の御理解と御協力の賜物であります。

一方で、ごみ全体の発生量、とりわけ観光客の増加に起因すると考えられる事業系ごみの発生が著しく増加している状況にあります。その結果、ごみ処理に係る白馬村の負担金も大幅に増加し、村の財政に大きな影響を及ぼしております。このため、本定例会におきまして、ごみ処理負担金の増額に対応する補正予算案を提出しております。健全な財政運営を維持しつつ、環境負荷の軽減と持続可能な循環型社会の実現を目指し、引き続き全力で取り組んでまいります。

上下水道課関係では、1 月に発生した埼玉県八潮市の下水道管破損による道路陥没事故により、上・下水道施設の老朽化の現状や維持管理の体制について、全国的に関心が高まっています。本村の上水道は、老朽化が進み、漏水事故の多い管路と重要給水施設を優先して更新工事を進めています。また、下水道管については、法定耐用年数の 50 年には達していないものの、管路調査等を実施し、随時更新工事を行う必要があると考えています。

今後も継続的に上下水道施設の更新が必要であり、事業運営に関しても、将来を見据えた施設規模の選定や施工方法など、民間企業の知識と技術力も必要とすることか

ら、官民連携の可能性についても検討しているところであります。

次に、教育委員会部局、最初に教育課関係ですが、当初予算に計上した小中学校の施設工事及び備品の更新状況について、北小学校の放送設備更新工事は 8 月に竣工、児童・生徒・教員用のタブレット端末及び小学校教員用のパソコンの更新も 8 月末に完了しています。また、昨年度と同様に、今年度も北小学校では大規模な漏水が発生しており、なかなか漏水箇所が特定できませんでしたが、6 月に漏水箇所を特定し、緊急修繕を完了しました。

中学校部活動の地域展開の状況については、今年度、部活動地域移行検討協議会を設立し、この 9 月に 1 回目の会議を開催する予定です。今後、専門のコーディネーターを雇用し、協議会や部会の開催、各部活動との調整等を担当していただき、休日の部活動を令和 8 年度、平日の部活動を令和 9 年度を目標に、準備が整った部活動から地域クラブ等へ移行できるように進めてまいります。今定例会に、関連する補正予算を計上していますので、御審議のほどお願いします。

また、学校関係ですが、戦後 80 年を迎える今年、小中学校では、松代象山地下壕など、県内の戦争遺跡や歴史館を訪れ、平和学習を行いました。また、中学校では、昨年度に引き続き、長野県の補助事業を活用した防災学習や、今年度から英語教育に力を入れており、AI アプリを活用した学習や白馬インターナショナルスクールと連携し、白馬岩岳マウンテンリゾートで互いの生徒同士が交流し、英語力を高める学習を行ったと聞いております。

子育て支援課の関係では、昨年度からの繰越事業である国の給付金事業「物価高騰対応重点交付金事業」における低所得世帯こども加算分につきまして、住民税非課税世帯を対象に、児童 1 人あたり 2 万円を給付し、児童 128 人分、総額 256 万円を給付しました。

また、県の給付金事業である「長野県低所得世帯支援事業」における、こども加算分につきまして、住民税均等割のみ課税されている世帯を対象に、同じく児童 1 人あたり 2 万円を給付し、児童 44 人分、総額 88 万円を給付しました。

新たな子育て支援施設の建設につきましては、設計業者が決定し、既存施設の解体工事に向けた実施設計を行ったところ、その過程で施設の各所にアスベストが含まれていることが判明しました。このため、解体工事費が当初の見込みを上回る見通しとなり、必要となる追加経費につきまして、補正予算を計上しておりますので、御審議を賜りますようお願いいたします。

生涯学習スポーツ課関係ですが、協和ウイング白馬で 7 月 24 日から 3 夜連続で開催された第 23 回白馬国際音楽祭に、3 日間で 600 人を超える聴衆の皆様に御参加いただきました。風光明媚な白馬村で、音楽と自然を愛する人々が集い、終演後には立食パーティーを行うなどの交流の場も提供され、夏の白馬に欠かせない音楽イベントとして定着したものと思います。

既に次年度の開催日程も決定し、世界的な演奏を聴ける貴重な機会でありますので、今後も周知と集客に努めてまいります。

また、7月25・26日の2日間、クロスカントリー競技場で開催しました、第28回スノーハープクロスカントリー大会には、2日間で約1,600名のランナーの皆様に御参加いただき、参加者数は、昨年度を上回る結果となりました。

さらに、8月3日には、ジャンプ競技場において第3回「ウォータースポーツフェスティバル」を開催し、村内外から約2,000人の参加があり、ミニプール、ウォータースライダーなど、水を使ったアトラクションを楽しんでいただきました。

このイベントはジャンプ競技場における競技以外の有効活用、親子のふれあいの機会の創出、海の無い白馬村において水と親しめるライフスポーツの推進を目的に、令和5年から開催しているものです。非常に多くの方に御来場いただきましたことから、次年度以降も継続して開催する予定です。

8月15日には、協和ウイング白馬で、二十歳の集いを開催し、62名が参加しました。式典は厳粛かつ温かい雰囲気の中で進行し、節目を迎える喜びを分かち合いました。今後も若者が地域に誇りを持ち、互いに支え合える関係を築き、未来を考えるきっかけの場となるよう、二十歳の集いを開催してまいります。

最後に決算関係であります。決算の概要と主要な事項につきましては、認定案件の審議の際に、担当課長及び会計管理者から説明させますので、私からは、一般会計の決算状況について簡単に申し上げます。

決算規模は、歳入総額が78億9,800万円余り、歳出総額が77億2,600万円余りで、前年度と比較すると、歳入は8億2,600万円余りの増額、歳出は8億1,100万円余りの増額となりました。歳入から歳出を引いた形式収支は、1億7,100万円余りの黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、1億3,800万円余りの黒字決算となりました。

歳入の21.5%を占めます村税について若干触れますが、収入済額は、前年度を1億3,700万円余り上回る17億円余りとなりました。すべての税目において前年度実績を上回っていますが、特に、固定資産税が5,500万円余り、法人村民税が4,200万円余りと増額幅が大きくなっています。

徴収率は、現年分が99.2%と上昇し、滞納繰越分を含む合計徴収率も91.2%となりました。合計徴収率が90%台になったのは平成6年度決算以来となります。

収入未済額は、徴収率の向上に努めるとともに、滞納処分を着実に進めていることから減少傾向にあり、平成19年度には最大で9億を超えていた収入未済額が、令和5年度決算で2億円を切り、6年度決算では1億6,300万円余りと、さらに圧縮することができました。今後も、公平かつ公正な課税を前提に、適正な滞納処分を行うことで、徴収率の更なる向上に努めてまいります。

歳出面では、公約実現に向けた既存事業の拡充や新規事業の取組に加え、事務事業の見直しなどによる歳出削減に努めていることから、令和元年度から引き続き、財政調整基金の取り崩しをせず、前年度の余剰金処分の5,500万円を積み立てました。ま

た、義務教育施設整備基金にも 1 億円の積み立てを行うなど、健全財政の堅持に努めています。なお、減債基金につきましては、繰上償還に 1 億 6,200 万円余りを繰入れることで、財政安定化を図りました。

本定例会に提出します案件は、報告 3 件、議案 9 件、決算認定 5 件であります。

議案等につきましては、担当課長等に提案説明をさせますので、慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の開会にあたりましての御挨拶といたします。

以上